

広島県税規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第七十三号

広島県税規則等の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第七十条 削除	<p>(電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿の保存方法等の特例の申請書等の様式)第七十条 法第七百五十条第一項(法第七百五十四条において準用する場合を含む。)に規定する申請書の様式は、別記様式第八十六号のとおりとする。</p> <p>2 法第七百五十条第三項(法第七百五十二条第三項及び第七百五十四条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、別記様式第八十七号による電子計算機を利用して作成する帳簿の保存等の承認通知書又は別記様式第八十八号による電子計算機を利用して作成する帳簿の保存等の承認の申請却下通知書によつてするものとする。</p> <p>3 法第七百五十条第五項(法第七百五十二条第六項及び第七百五十四条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、別記様式第八十九号による電子計算機を利用して作成する帳簿の保存等の承認通知書によつてするものとする。</p> <p>4 法第七百五十一条第一項(法第七百五十四条において準用する場合を含む。)に規定する届出書の様式は、別記様式第九十号のとおりとする。</p> <p>5 法第七百五十一条第二項(法第七百五十四条において準用する場合を含む。)に規定する届出書の様式は、別記様式第九十一号のとおりとする。</p> <p>6 法第七百五十二条第一項(法第七百五十四条において準用する場合を含む。)に規定する申請書の様式は、別記様式第九十二号のとおりとする。</p> <p>7 施行規則第二十九条第一項(施行規則第三十条において準用する場合を含む。)に規定する証明書の様式は、別記様式第九十三号のとおりとする。</p> <p>8 法第七百五十三条第二項(法第七百五十四条において準用する場合を含む。)の規定に</p>

よる通知は、別記様式第九十四号による電子計算機を利用して作成する帳簿の保存等の承認取消し通知書によつてするものとする。

- 第七十一条 条例第八十八条第三項に規定する承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする条例第八十八条第一項の規定により備えなければならない帳簿(以下この条において「備付け帳簿」という。)の備付けを開始する日又は当該承認を受けようとする条例第八十八条第二項の規定により保存しなければならない備付け帳簿に係る電磁的記録(条例第八十八条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。)若しくは電子計算機出力マイクロフィルム(条例第八十八条第三項に規定する電子計算機出力マイクロフィルムをいう。以下この条において同じ。)の保存をもつて当該備付け帳簿の保存に代える日の三月前の日までに、別記様式第八十六号による電子計算機を利用して作成する帳簿の保存等の承認申請書に次に掲げる書類(申請に係る備付け帳簿に係る電子計算機処理(施行規則第二十五条第一項第一号に規定する電子計算機処理をいう。以下この条において同じ。)に申請者が開発したプログラム(法第七百五十条第一項に規定するプログラムをいう。以下この条において同じ。)以外のプログラムを使用する場合には第一号の書類を除く。)を添付して、これを県税事務所に提出しなければならない。ただし、新たに条例第七十九条第一項に規定する登録を申請しようとする者が、当該承認を受けようとする場合には、当該登録の申請をする日に当該申請書を県税事務所に提出することができる。
- 一 申請に係る備付け帳簿又は保存帳簿に係る電子計算機処理システム(施行規則第二十五条第一項第一号に規定する電子計算機処理システムをいう。以下この条において同じ。)の概要を記載した書類
- 二 申請に係る備付け帳簿又は保存帳簿に係る電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類(当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し)
- 三 申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
- 21 県税事務所長は、前項の申請書の提出があつた場合において、当該申請に係る備付け帳簿につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

- 一 第五項の規定による届出書が提出され、又は第八項の規定による通知を受けた備付


- け帳簿又は保存帳簿であつて、当該届出書が提出され、又は当該通知を受けた日以後一年以内にその申請書が提出されたこと。
 - 二 第九項の場合において、法第七百四十八条の規定の例に従つて行われないと認められる相当な理由があること。
 - 三 第十項の場合において、法第七百四十九条の規定の例に従つて行われないと認められる相当な理由があること。
- 3| 県税事務所長は、第一項の申請書を受理した場合、その処分を決定し、別記様式第八十七号による電子計算機を利用して作成する帳簿の保存等の承認通知書又は別記様式第八十八号による電子計算機を利用して作成する帳簿の保存等の承認の申請却下通知書によつて、これを通知するものとする。
- 4| 第一項の申請書の提出があつた場合において、申請に係る備付け帳簿の備付けを開始する日又は申請に係る備付け帳簿に係る電磁的記録若しくは電子計算機出力マイクロフィルムの保存をもつて当該備付け帳簿の保存に代える日の前日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、当該前日において承認があつたものとみなす。ただし、当該申請書が第一項ただし書の規定により提出されたものである場合には、その提出の日から三月を経過する日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、同日において承認があつたものとみなす。
- 5| 条例第八十八条第三項の規定による承認を受けている者は、当該承認を受けている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに係る備付け帳簿（以下この条においてこれを「承認済備付け帳簿」という。）について、条例第八十八条第三項の規定による電磁的記録の備付け及び保存若しくは電子計算機出力マイクロフィルムの保存をやめようとする場合には、あらかじめ別記様式第九十号による電子計算機を利用して作成する帳簿の保存をやめようとする旨の届出書を県税事務所長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、その提出があつた日以後は、当該届出書に係る承認済備付け帳簿については、その承認はその効力を失うものとする。
- 6| 条例第八十八条第三項の規定による承認を受けている者は、承認済備付け帳簿に係る第一項の申請書（当該申請書に添付した書類を含む。）に記載した事項の変更をしようとする場合には、別記様式第九十一号による電子計算機を利用して作成する帳簿の保存等の変更届出書を県税事務所長に提出しなければならない。この場合において、当該変更が当該申請書に添付した書類に係るものであるときは、当該書類に当該変更をしようとする内容

<p>第七十一条 条例第八十八条第三項に規定する電磁的記録の作成、備付け及び保存については、法第七百四十八条に規定する電磁的記録の作成、備付け及び保存の例による。</p> <p>2 条例第八十八条第三項に規定する電子計算機出力マイクロフィルムの作成及び保存については、法第七百四十九条に規定する電子計算機出力マイクロフィルムの作成及び保存の例による。</p>	
<p>9 条例第八十八条第三項の規定による承認を受けた電磁的記録の作成、備付け及び保存については、法第七百四十八条に規定する電磁的記録の作成、備付け及び保存の例による。</p> <p>10 条例第八十八条第三項の規定による承認を受けた電子計算機出力マイクロフィルムの作成及び保存については、法第七百四十九条に規定する電子計算機出力マイクロフィルムの作成及び保存の例による。</p>	<p>7 県税事務所長は、承認済備付け帳簿につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する事実がある承認済備付け帳簿について、その承認を取り消すことができる。</p> <p>一 その電磁的記録の備付け若しくは保存又はその電子計算機出力マイクロフィルムの保存が行われていないこと。</p> <p>二 第九項の場合において、法第七百四十八条の規定の例に従って行われていないこと。</p> <p>三 第十項の場合において、法第七百四十九条の規定の例に従って行われていないこと。</p> <p>8 県税事務所長は、前項の規定による承認の取消しの処分をする場合には、別記様式第九十四号による電子計算機を利用して作成する帳簿の保存等の承認取消し通知書によって、これを通知するものとする。</p>


次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
様式第85号の36（第69条の3関係）（略）	様式第85号の36（第69条の3関係）（略） <u>様式第86号（第70条，第71条関係）</u> <u>様式第87号（第70条，第71条関係）</u> <u>様式第88号（第70条，第71条関係）</u> <u>様式第89号（第70条関係）</u> <u>様式第90号（第70条，第71条関係）</u> <u>様式第91号（第70条，第71条関係）</u> <u>様式第92号（第70条関係）</u> <u>様式第93号（第70条関係）</u> <u>様式第94号（第70条，第71条関係）</u>

第二条 広島県税規則の一部を次のように改正する。
別記様式第三十七号中

<p>※代理人が請求する場合は、下記に自署・押印又は委任状を添付してください。 この証明書の交付請求及び受領に関する権限を上記の者に委任します。</p> <p>住所 (所在地) フリガナ 氏名 (納税(業者)者) 電話番号</p> <p>※注意 氏名欄は必ず委任状が自署・押印してください。なお、法人の場合はゴム印で構いませんが、代表者印(法務局に捺印したものを)を押印してください。</p>	
--	---

を

<p>※代理人が請求する場合は、この欄への記入又は委任状の添付が必要です。 この証明書の交付請求及び受領に関する権限を上記の者に委任します。</p> <p>住所 (所在地) フリガナ 氏名 (納税(業者)者) 電話番号</p> <p>※注意 氏名欄については、個人の場合は必ず委任状が自署又は署名押印してください。また、法人の場合は記名及び代表者印(法務局に捺印したものを)を押印してください。</p>	
---	---

に

改める。

(広島県税事務取扱規則の一部改正)

第三条 広島県税事務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二十三条の三 (略)</p>	<p>第二十三条の三 (略)</p>
	<p>(電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿の保存方法等の特例の承認の手続)</p> <p>第二十三条の四 県税事務所長等は、法第七百五十条第一項(法第七百五十四条において準用する場合を含む。)又は第七百五十二条第一項(法第七百五十四条において準用する場合を含む。)の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請につき、承認しようとするときは別記様式第三百三十一号の十八による電子計算機を利用して作成する帳簿の保存等の承認決議書によつて、却下しようとするときは別記様式第三百三十一号の十九による電子計算機を利用して作成する帳簿の保存等の承認の申請却下決議書によつてしななければならない。</p> <p>2 県税事務所長等は、法第七百五十二条第一項(法第七百五十四条において準用する場合</p>

	<p>を含む。)の規定による承認の取消しの処分をしようとするときは、別記様式第三百三十一号の二十による電子計算機を利用して作成する帳簿の保存等の承認取消し決議書によつてしなければならない。</p> <p>3 県税事務所長は、県税規則第七十一条第一項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請につき、承認しようとするときは別記様式第三百三十一号の十八による電子計算機を利用して作成する帳簿の保存等の承認決議書によつて、却下しようとするときは別記様式第三百三十一号の十九による電子計算機を利用して作成する帳簿の保存等の承認の申請却下決議書によつてしなければならない。</p> <p>4 県税事務所長は、県税規則第七十一条第七項の規定による承認の取消しの処分をするときは、別記様式第三百三十一号の二十による電子計算機を利用して作成する帳簿の保存等の承認取消し決議書によつてしなければならない。</p> <p>5 総務局税務課長は、埋立税規則第二十条第一項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請につき、承認しようとするときは別記様式第三百三十一号の二十一による電子計算機を利用して作成する帳簿の保存の承認決議書によつて、却下しようとするときは別記様式第三百三十一号の二十二による電子計算機を利用して作成する帳簿の保存の承認申請却下決議書によつてしなければならない。</p> <p>6 総務局税務課長は、埋立税規則第二十条第七項の規定により承認の取消しの処分をするときは、別記様式第三百三十一号の二十三による電子計算機を利用して作成する帳簿の保存の承認取消し決議書によつてしなければならない。</p>
--	---

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
様式第131号の14（第23条の3関係）（略）	様式第131号の14（第23条の3関係）（略） <u>様式第131号の15から様式第131号の17まで</u> 削除 <u>様式第131号の18（第23条の4関係）</u> <u>様式第131号の19（第23条の4関係）</u> <u>様式第131号の20（第23条の4関係）</u> <u>様式第131号の21（第23条の4関係）</u> <u>様式第131号の22（第23条の4関係）</u> <u>様式第131号の23（第23条の4関係）</u>

第四条 広島県税事務取扱規則の一部を次のように改正する。

別記様式第百六号の二中

申請者 (住所) 氏名 〔名称及び代表者の氏名〕	所在地
-----------------------------------	-----

を

申請者 (住所) 氏名 〔名称及び代表者の氏名〕	所在地
-----------------------------------	-----

に改

別記様式第百五十五号及び別記様式第百五十七号中「㊸」を削る。

(広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則の一部改正)

第五条 広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則(平成十五年広島県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第二十条 削除	<p>(電子計算機を使用して作成する帳簿の承認等の手続)</p> <p>第二十条 条例第二十一条の規定により承認を受けようとする者は、電磁的記録又は電子計算機出力マイクロファイルの保存をもつて帳簿の保存に代える日の三月前の日までに、別記様式第三十号による電子計算機を利用して作成する帳簿の保存の承認申請書に次掲げる書類(申請に係る帳簿に係る電子計算機処理(地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第二十五条第一項第一号に規定する電子計算機処理をいう。以下この項において同じ。)に申請者が開発したプログラム(地方税法第七百五十条第一項に規定するプログラムをいう。以下この項において同じ。)以外のプログラムを使用する場合には第一号の書類を除く。)を添付して、これを知事に提出しなければならない。ただし、新たに条例第十条第一項又は第十五条第一項に規定する登録を申請しようとする者が、当該承認を受けようとする場合には、当該登録の申請をする日に当該申請書を知事に提出することができる。</p> <p>一 申請に係る帳簿に係る電子計算機処理システム(地方税法施行規則第二十五条第一項第一号に規定する電子計算機処理システムをいう。)の概要を記載した書類</p> <p>二 申請に係る帳簿に係る電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類(当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し)</p> <p>三 申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類</p>

- 2| 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、当該申請に係る帳簿が第五項の規定による届出書が提出され、又は第八項の規定による通知を受けた帳簿であつて、当該届出書が提出され、又は当該通知を受けた日以後一年以内にその申請書が提出されたときは、その申請を却下することができる。
- 3| 知事は、第一項の申請書を受理した場合は、その処分を決定し、別記様式第三十一号による電子計算機を利用して作成する帳簿の保存の承認通知書又は別記様式第三十二号による電子計算機を利用して作成する帳簿の保存の承認申請却下通知書によつて、これを通知するものとする。
- 4| 第一項の申請書の提出があつた場合において、電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの保存をもつて帳簿の保存に代える日の前日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、当該前日において承認があつたものとみなす。ただし、当該申請書が第一項ただし書の規定により提出されたものである場合には、その提出の日から三月を経過する日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、同日において承認があつたものとみなす。
- 5| 条例第二十一条の規定による承認を受けている者は、当該承認を受けている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに係る帳簿（以下この条においてこれらを「承認済帳簿」という。）について、その保存をやめようとする場合には、あらかじめ別記様式第三十三号による電子計算機を利用して作成する帳簿の保存をやめようとする旨の届出書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、その提出があつた日以後は、当該届出書に係る承認済帳簿については、その承認は、その効力を失うものとする。
- 6| 条例第二十一条の規定による承認を受けている者は、承認済帳簿に係る第一項の申請書（当該申請書に添付した書類を含む。）に記載した事項の変更をしようとする場合には、別記様式第三十四号による電子計算機を利用して作成する帳簿の保存の変更届出書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更が当該申請書に添付した書類に係るものであるときは、当該書類に当該変更をしようとする内容を記入して、当該届出書に添付するものとする。
- 7| 知事は、承認済帳簿につきその電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの保存が行われていないときは、当該承認済帳簿について、その承認を取り消すことができる。
- 8| 知事は、前項の規定による承認の取消しの処分をする場合には、別記様式第三十五号に

よる電子計算機を利用して作成する帳簿の保存の承認取消し通知書によって、これを通知するものとする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
様式第29号 (第19条関係) (略)	様式第29号 (第19条関係) (略) <u>様式第30号 (第20条関係)</u> <u>様式第31号 (第20条関係)</u> <u>様式第32号 (第20条関係)</u> <u>様式第33号 (第20条関係)</u> <u>様式第34号 (第20条関係)</u> <u>様式第35号 (第20条関係)</u>

(滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則の一部改正)

第六条 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則(平成三年広島県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「㊦」を削る。

(滞納処分に使用する通知書の様式等に関する規則の一部改正)

第七条 滞納処分に使用する通知書の様式等に関する規則(平成四年広島県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第三号及び別記様式第四号中「㊦」を削る。

別記様式第六号中

上記検索に立ち会い、差押調書謄本を受領しました。
氏名 ㊦
滞納者又は第三者との関係)
を

上記検索に立ち会い、差押調書謄本を受領しました。
氏名
滞納者又は第三者との関係)
に

改め、同様式備考4中「留名押印」を「署名」に改める。

別記様式第十六号、別記様式第十九号及び別記様式第二十号中「㊦」を削る。

別記様式第二十三号中

差押財産搬出調書謄本を受領しました。
氏名 ㊦
滞納者本人以外の場合は滞納者との関係)
差押財産搬出調書謄本を受領しました。
氏名 ㊦
保管者本人以外の場合は保管者との関係)
を

差押財産搬出調書謄本を受領しました。
氏名
滞納者本人以外の場合は滞納者との関係)
差押財産搬出調書謄本を受領しました。
氏名
保管者本人以外の場合は保管者との関係)
に

改める。

別記様式第二十八号中

取上調書謄本を受領しました。
氏名 ㊦
処分を受けた者本人以外の場合は処分を受けた者との関係)
を

取上調書謄本を受領しました。
氏名
(処分を受けた者本人以外の場合は処分を受けた者との関係)
に

改める。

別記様式第三十号、別記様式第三十四号、別記様式第四十三号、別記様式第五十二号、別記様式第六十一号、別記様式第八十九号、別記様式第九十一号、別記様式第九十七号、別記様式第一百号、別記様式第一百一十号、別記様式第二百二十二号及び別記様式第二百二十九号中「㊦」を削る。

別記様式第二百二十四号中

上記捜索に立ち会い、捜索調書謄本を受領しました。
氏名
(潜納者又は第三者との関係)
を

上記捜索に立ち会い、捜索調書謄本を受領しました。
氏名
(潜納者又は第三者との関係)
に

改め、同様式備考3中「署名押印」を「署名」に改める。

別記様式第二百二十五号中

上記捜索に立ち会い、捜索調書謄本を受領しました。
氏名
(潜納者又は第三者との関係)
を

上記捜索に立ち会い、捜索調書謄本を受領しました。
氏名
(潜納者又は第三者との関係)
に

改め、同様式備考3中「署名押印」を「署名」に改める。

別記様式第二百二十六号中

上記捜索に立ち会い、捜索調書謄本を受領しました。
氏名
(潜納者又は第三者との関係)
を

上記捜索に立ち会い、捜索調書謄本を受領しました。
氏名
(潜納者又は第三者との関係)
に

改め、同様式備考3中「署名押印」を「署名」に改める。

別記様式第二百二十七号中

